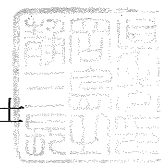


三島市告示第 400 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定の請求について、同条第 3 項の規定により令和 2 年三島市議会臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 11 月 2 日

三島市長 豊岡 武士



1 提出議案

議第 82 号 三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定について

2 議決年月日

令和 2 年 10 月 30 日

3 審議結果

否決